相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東陽五丁目一二番地一、最後の住所東京都江東区東陽五丁目四番三号
被相続人　亡　佐野　寛繼

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山元　裕子
（登録姓　安永）

相続債権者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区汲沢八丁目二一四一番地三、最後の住所横浜市戸塚区汲沢八丁目一三番一号　被相続人　亡　田邊　勝信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
横浜市中区元町五―一九六―一三ウィーズ元町ビル七階
相続財産管理人　弁護士　庄司　宗弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市中溝町一五五三番地二、最後の住所神奈川県小田原市久野四四〇六番地の一特別養護老人ホームいこい
被相続人　亡　荒浪　成子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
神奈川県小田原市栄町一丁目一六番三七号リプロ小田原栄町ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大森　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市戸出町三丁目九一五番地、最後の住所富山県高岡市戸出町三丁目七番八号　被相続人　亡　中島　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
富山県高岡市中川上町一〇―一四　ソーラーピル四階　川原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川原　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市中島町ニ一〇六番地、最後の住所石川県加賀市山中温泉塚谷町口六二番地一　被相続人　亡　南野　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
石川県加賀市大聖寺東町一丁目九番地二階
曽根司法書士・たかうち行政書士合同事務所
相続財産管理人　司法書士　曽根　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市出川二丁目一六六三番地一、最後の住所長野県松本市大字岡田下岡田二三八番地一メゾン若宮一〇三
被相続人　亡　窪田　晋作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
長野県松本市寿北六丁目三五番四号
相続財産管理人　林　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市美須々七番、最後の住所長野県松本市大字岡田町四五三番地一　市住八号　被相続人　亡　神田　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
事務所長野県松本市沢村三丁目一番五号二階　相続財産管理人　長瀬　孝浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
愛知県名古屋市中区丸の内一―五―二八伊藤忠丸の内ビル八階Ａ室
相続財産管理人　弁護士　浅井　淳之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区元中村町一丁目三三番地、最後の住所不詳
被相続人　亡　福田まさ枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
三重県四日市市浜田町一二番一八号アーク四日市ビル四階
相続財産管理人　弁護士　石脇　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区梅南一丁目六番地、最後の住所大阪府羽曳野市はびきの六丁目一番一三号　被相続人　亡　天野友季代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県あま市七宝町桂奥山二七九番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　濵口　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一七番一二号丸の内エステートビル四〇二号赤堀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　赤堀　耕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区稲葉地町三丁目二二番地、最後の住所愛知県名古屋市中川区新家二丁目五〇一番地ファミリアーレ千音寺九〇三号　被相続人　亡　柴田　寛史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人　弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市西宮一八九番地、最後の住所大阪市北区樋之口町一番四―六〇五号　被相続人　亡　田畑　利朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日
大阪市北区天神橋二―五―二五若杉グランドビル本館六階
相続財産管理人　弁護士　外山　将平

第24期決算公告

平成29年6月12日

北海道恵庭市恵南13番地の1
カネカ北海道スチロール株式会社
代表取締役社長　上ノ薗幸浩

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	750,890	流動負債	293,825
固定資産	809,318	（賞与引当金）	(31,752)
		固定負債	73,100
		退職給付引当金	71,525
		役員退職慰労引当金	1,575
		株主資本	1,193,282
		資本金	90,000
		資本剰余金	90,000
		利益剰余金	1,013,282
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	990,782
		（うち当期純利益）	(32,357)
資産合計	1,560,207	負債・純資産合計	1,560,207